



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 オルガノ株式会社
代表者名 代表取締役社長
内田 裕行
(コード番号 6368 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長
吉田 重人
(TEL. 03-5635-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 70 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるように、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 38 条(監査役の責任免除)につき、所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第 29 条につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上